

《表1》 『各圏域で実施する地域ケア会議の内容例一覧』

場所	主体・担い手	会議(協議の場)等	設置目的	役割・機能	設置目的の具体化(「誰がどうなる」の具体例)
市町村全域・自治体が設定する保健福祉圏域	行政(市町村)主体・住民参画 【主な構成メンバー】 ・地域包括支援センター長 ・行政各担当課責任者 ・介護サービス事業者関係代表者 ・医療関係機関代表者 ・社会福祉施設関係代表者 ・社会福祉協議会代表者 ・住民福祉関係団体代表者 等	〇〇市町村地域ケア会議 (市町村社会資源開発会議)	〇地域福祉の視点から、「地域ケア会議」における情報を基に、フォーマル・インフォーマルな社会資源の整理・確認・見直し・評価を行う場 〇市町村行政等関係機関に対し、必要な制度改善の提案・要望など、施策・制度づくりに向けたソーシャルアクションを行う場	〇施策・制度の分析・評価 〇施策、制度の改正・開発協議・提案 〇まちづくりに向けたビジョン・方針策定 等	* 介護予防事業の評価を行い、地域資源を活かした見直し案を検討したこと * 独居高齢者の緊急時通報システムを事業化したこと * 交通弱者に対するデマンド交通の整備ができたこと * 介護予防ポイント制度の事業化ができたこと * 精神障害者、引きこもり等に対応するアウトリーチチームの組織化ができたこと * 行政や社協、介護保険事業者、民間団体等により、地域に必要な施策を検討し、介護保険事業計画等に反映することができること
中学校区・旧市町村単位	行政(市町村)主体・住民参画 【主な構成メンバー】 ・地域包括支援センター職員 ・市町村社協職員 ・行政保健福祉担当者 ・居宅介護支援事業所職員 ・介護サービス事業所職員 ・医療機関担当者 ・民生委員児童委員担当者 ・学識経験者 等	地域ケア会議 (地域ケアの総合調整、関係者の連携・協働の場)	〇専門職や地域関係者が協働して、介護保険や介護予防等の各種サービス・活動の他、地域における多様なフォーマル、インフォーマルな社会資源の総合調整していく、地域ケア推進の連携・実践協議の場 〇地域包括ケアシステム構築に向けた問題解決を図る“要”の場(個別課題を地域課題に変換できること)	〇地域における様々なサービスの総合調整 〇地域や個別の問題集約・情報共有・福祉組織化・個別ケアのネットワーク 〇社会資源開発(地域課題検討・資源開発協議・提言) 〇困難事例の検討・解決指導・助言 〇各従事者へのスキル、ノウハウの助言・指導 等	* 地域のインフォーマルサービスを含めた社会資源を整理し、地域の資源マップの作成ができたこと * 65歳以上の障害者のサービス利用について、庁内でのルールづくりができたこと * 要援護者について、各地区での見守り体制の構築に向けた取り組みが発信できたこと * 地域に必要なサービスを個別事例の集積により検討できること * ふれあいサロンの運営改善について、課題を整理し、改善のための方法(人材配置・育成等)等企画書を作成したこと * 認知症高齢者に関する円滑な介護と医療の連携を図るためのツールの作成ができたこと * 支援困難事例の解決策を導くことができるとともに、検討を通して、各関係者のスキルアップが図れること
小学校区・旧村エリア	住民・行政(市町村)協働 【主な構成メンバー】 ・民生委員児童委員 ・自治会役員 ・地区社協関係者 ・地域包括支援センター職員 ・市町村社協職員 等	小地域ケア会議 (地域住民と行政の合同会議)	〇地域課題の把握やその問題解決について、住民福祉関係者と保健・医療・福祉行政の専門職等が協働して、確認や学習を行う場 〇住民だけでは解決できない困難ケースについて、早期に専門職に相談し、対応する場 〇地区社協や各種団体が行う小地域福祉活動についての情報共有や活動上の問題・課題への助言・アドバイスの場	〇地域の現状把握 〇地域課題の共有 〇関係機関の相互理解、ネットワーク 〇困難ケースの早期発見、検討 〇必要な学習場面の企画 等	* 地域の福祉等関係者が行政の専門職と共に、自分たちの地域の問題を知るための調査をして、地域で取り組めることを話し合うことができること * 各地区の住民代表者が、各地区で出された問題を持ち寄り、全体会議を住民と行政が協働で開催すること * 関係者が、顔見知りになり、それぞれの役割を理解し合うことができること * 地域の関係者と行政職員が、困難事例の検討を通して、問題を未然に防ぐ方法を話し合うことができること * 地域の関係者と行政職員が、認知症について学び、高齢者の見守り体制について意見を出し合うことができること * 困難事例の検討や研修等を通して、地域のリーダー的人材が育つこと
町内会・自治会・行政区	住民主体 【主な構成メンバー】 ・自治会員 ・民生委員児童委員 ・愛育班員・老人クラブ 等	最も身近なエリア(町内会・自治会等)における住民主体の問題解決組織	〇暮らしに最も近い圏域の中で、地域住民が自分たちのまちの課題等を共有し、その解決策について自主的に話し合う場として	〇連携・調整 〇問題の発見・気づき 〇ふれあい 〇交流(信頼関係づくり) 〇学び合い・共に考える 〇問題解決に向けた取り組み 等	* 地域の困っている人が、地域包括支援センターに気軽に相談ができること * 自ら相談行動が起こせない、SOSが出せない人が、早期に発見され対応できること * 地域の困りごとに気付いた人が、話し合いの場を持てること * 徘徊しているお年寄りを見かけた人が、声かけ対応できること * 地域の人たちが、地域に関心を持ち、身近なふれあいを大切にしながら生活すること * 地域の人たちが、自分たちでできることを考え、実行することができること